

議員提出議案第 1 号

藤岡市議会委員会条例の一部改正について

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

平成 31 年 3 月 14 日可決

提出者 野口 靖

賛成者	小西 貴子	賛成者	中澤 秀平	賛成者	丸山 保
〃	内田裕美子	〃	大久保協城	〃	橋本 新一
〃	湯井 廣志	〃	松村 晋之	〃	青木 貴俊
〃	窪田 行隆	〃	山田 朱美	〃	岩崎 和則
〃	佐藤 淳	〃	冬木 一俊	〃	茂木 光雄
〃	針谷 賢一	〃	隅田川徳一	〃	吉田 達哉

藤岡市条例第 号

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤岡市議会委員会条例（平成 15 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表総務常任委員会の項中「地域振興課」を「総務常任委員会の所管する事項に限る。」に改め、同表経済建設常任委員会の項中「にぎわい観光課」を「経済建設常任委員会の所管する事項に限る。」に改め、同表教務厚生常任委員会の項中「住民サービス課」を「教務厚生常任委員会の所管する事項に限る。」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。